

○伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の事務及び情報を定める規則

平成27年12月28日規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊丹市条例第53号。以下「条例」という。）別表第2の規定に基づき、同表の規則で定める事務及び当該事務について利用する特定個人情報を定めるものとする。

(児童福祉法に基づく事務及び利用する情報)

第2条 条例別表第2(1)市長の項第1号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）

イ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）

ウ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者が属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の罹災証明書の交付及びその被害の程度に関する情報（以下「罹災証明関係情報」という。）並びに同法第90条の3第1項の被災者台帳に関する情報（以下「被災者台帳関係情報」という。）

エ 当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当等支給関係情報」という。）

オ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当，同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報」という。）

カ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付，同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第3項の規定によるものを含む。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）

（2） 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該変更に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該変更に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

エ 当該変更に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

オ 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報

（3） 児童福祉法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

エ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

オ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法

第18条第3号の市町村特別給付又は同法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報

(4) 児童福祉法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施，同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更，同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

イ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

ウ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

エ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報（以下「市民税関係情報」という。）

オ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付支給関係情報」という。）

カ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

キ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧

法」という。)第14条第1項の支援給付,平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施,中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更,同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)

ク 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報

ケ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)

(5) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

エ 当該サービスが提供される障害児と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

オ 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

カ 当該サービスが提供される障害児と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報

(6) 児童福祉法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

ウ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

エ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

オ 当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

カ 当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

キ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報

ケ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者自立支援給付関係情報

(7) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第51条第2号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

ア 児童福祉法による費用徴収規則（昭和62年伊丹市規則第17号）第2条第1項に規定する障害児通所支援または障害福祉サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 児童福祉法による費用徴収規則第2条第1項に規定する障害児通所支援または障害福祉サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る身体障害者手帳関係情報

ウ 児童福祉法による費用徴収規則第2条第1項に規定する障害児通所支援または障害福祉サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

エ 児童福祉法による費用徴収規則第2条第1項に規定する障害児通所支援または障害福祉サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る市民税関係情報

オ 児童福祉法による費用徴収規則第2条第1項に規定する障害児通所支援または障害福祉サービスが提供される障害児，当該障害児の同一扶養義務者の障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る国民健康保険給付支給関係情報

カ 児童福祉法による費用徴収規則第2条第1項に規定する障害児通所支援または障害福祉サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

キ 児童福祉法による費用徴収規則第2条第1項に規定する障害児通所支援または障害福祉サービスが提供される障害児，当該障害児の同一扶養義務者の障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

ク 児童福祉法による費用徴収規則第2条第1項に規定する障害児通所支援または障害福祉サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ケ 児童福祉法による費用徴収規則第2条第1項に規定する障害児通所支援または障害福祉サービスが提供される障害児，当該障害児の同一扶養義務者の障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る障害者自立支援給付関係情報

(8) 児童福祉法第56条第2項の保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は同法第24条第2項の家庭的保育事業等への入所措置に係る費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 児童福祉法による費用徴収規則別表第4備考第2項に規定する世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 児童福祉法による費用徴収規則別表第4備考第2項に規定する世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 児童福祉法による費用徴収規則別表第4備考第2項に規定する世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

エ 児童福祉法による費用徴収規則別表第4備考第2項に規定する世帯に属する者に係る障害者自立支援給付関係情報

(9) 児童福祉法第57条の4第1項の資料の提供等の求めに関する事務 次に掲げる情報

ア 資料の提供等を必要とする障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 資料の提供等を必要とする障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

ウ 資料の提供等を必要とする障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

エ 資料の提供等を必要とする障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

オ 資料の提供等を必要とする障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

カ 資料の提供等を必要とする障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

キ 資料の提供等を必要とする障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 資料の提供等を必要とする障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報

(10) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の6第7項の申請内容の変更の届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該届出を行う障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該届出を行う障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

エ 当該届出を行う障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

オ 当該届出を行う障害児，当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

カ 当該届出を行う障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報

キ 当該届出を行う障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者自立支援給付関係情報

（身体障害者福祉法に基づく事務及び利用する情報）

第3条 条例別表第2（1）市長の項第2号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（1）身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービス又は当該措置に係る身体障害者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該サービス又は当該措置に係る身体障害者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保

健福祉手帳関係情報

ウ 当該サービス又は当該措置に係る身体障害者と同一の世帯に属する者に係る障害者自立支援給付関係情報

(2) 身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第6項第5号に掲げる国民健康保険税に関する情報（以下「国民健康保険税関係情報」という。）

イ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報」という。）

ウ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する情報（以下「高齢者医療保険徴収・賦課関係情報」という。）

エ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する情報（以下「介護保険徴収・賦課関係情報」という。）

（生活保護法に基づく事務及び利用する情報）

第4条 条例別表第2(1)市長の項第3号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に係る伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年伊丹市条例第9号）第3条第1項の災害弔慰金若しくは同条例第10条の災害障害見舞金の支給又は同条例第13条第1項の災害援護資金の貸付け若しくは償還に関する情報（以下「災害弔慰金支給等関係情報」という。）

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

(5) 生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業に関する事務 要保護者等に係る健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定により行う健康増進事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容に関する情報

(6) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

(7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要保護者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要保護者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

(地方税法等に基づく事務及び利用する情報)

第5条 条例別表第2(1)市長の項第4号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例等による地方税の賦課に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族に係る生活保護実施関係情報

イ 納税義務者、当該納税義務者との世帯に属する者又は当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族に係る国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報

ウ 納税義務者、当該納税義務者との世帯に属する者、当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族又は特別徴収義務者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

エ 納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第1項の要介護認定、同法第32条第1項の要支援認定に関する情報

オ 納税義務者に係る介護保険徴収・賦課関係情報

カ 納税義務者又は当該納税義務者との世帯に属する者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

(2) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の督促、滞納処分その他の地方税の徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者に係る生活保護実施関係情報及び生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給、同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給、同法63条の費用の返還又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する情報（以下「就労自立給付金関係情報」という。）

イ 納税義務者に係る公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項又は第28条第2項の家賃に関する情報

ウ 納税義務者に係る公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡しの請求に関する情報

エ 納税義務者又は当該納税義務者との世帯に属する者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

オ 納税義務者に係る高齢者医療保険徴収・賦課関係情報

カ 納税義務者に係る住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定によ

る改正前の公営住宅法（第9条において「旧公営住宅法」という。）第12条第1項の家賃に関する情報

キ 納税義務者に係る住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する情報

ク 納税者若しくは当該納税者と同一の世帯に属する者又は特別徴収義務者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

ケ 納税義務者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当等支給関係情報」という。）

コ 納税義務者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）

サ 納税義務者に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律52号）第6条に規定する特定優良賃貸住宅の入居の申込みの受理，その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する情報

シ 納税義務者に係る介護保険徴収・賦課関係情報

ス 納税義務者に係る伊丹市営住宅条例（平成9年伊丹市条例第38号）第2条第5号に掲げる特定市営住宅に係る同条例第20条の2の家賃に関する情報

セ 納税義務者に係る伊丹市営住宅条例第2条第5号に掲げる特定市営住宅に係る同条例第44条第1項又は第54条第1項の明渡しの請求に関する情報

ソ 納税義務者に係る伊丹市営住宅条例第69条第1項の駐車場の使用料に関する情報

タ 納税義務者に係る災害弔慰金支給等関係情報

（公営住宅法に基づく事務及び利用する情報）

第6条 条例別表第2（1）市長の項第5号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（1）公営住宅法第16条第5項（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

（2）公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃，敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務

当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(3) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(国民健康保険法に基づく事務及び利用する情報)

第7条 条例別表第2(1)市長の項第6号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項若しくは第3条の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税関係情報

ウ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(2) 国民健康保険法第42条第1項の一部負担金の算定に関する事務 当該一部負担金の算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(3) 国民健康保険法第54条第1項又は第2項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該支給に係る被保険者に係る伊丹市福祉医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号)第5条第1項から第4項まで及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例(平成18年伊丹市条例第4号)第8条第1項の医療費の助成に関する情報(以下「医療費助成関係情報」という。)

(4) 国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該支給に係る被保険者に係る医療費助成関係情報

(5) 国民健康保険法第57条の3第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該支給に係る被保険者に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び医療費助成関係情報

(知的障害者福祉法に基づく事務及び利用する情報)

第8条 条例別表第2(1)市長の項第7号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する

事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者同一の世帯に属する者に係る
身体障害者手帳関係情報

イ 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者同一の世帯に属する者に係る
精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該サービスが提供される知的障害者同一の世帯に属する者に係る障害者自立支援給付
関係情報

(2) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
次に掲げる情報

ア 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者同一の世帯に属する者に係る身体障害者
手帳関係情報

イ 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者同一の世帯に属する者に係る精神障害者
保健福祉手帳関係情報

ウ 当該措置に係る知的障害者同一の世帯に属する者に係る障害者自立支援給付関係情報

(3) 知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者同一の世帯に属する者に係る国民
健康保険税関係情報

イ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者同一の世帯に属する者に係る国民
健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報

ウ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者同一の世帯に属する者に係る高齢
者医療保険徴収・賦課関係情報

エ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者同一の世帯に属する者に係る介護
保険徴収・賦課関係情報

(住宅地区改良法に基づく事務及び利用する情報)

第9条 条例別表第2(1)市長の項第8号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同
号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第19条の家賃又は敷金の徴収猶
予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその
同居者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(2) 住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに

係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

- (3) 住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第2項（旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報
(災害対策基本法に基づく事務及び利用する情報)

第10条 条例別表第2(1)市長の項第9号で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 災害対策基本法第90条の2第1項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に対する事務 当該申請を行う被災者（災害対策基本法第2条第1号の災害の被災者をいう。以下この条において同じ。）又は当該被災者と生計を一にする者に係る地方税関係情報
- (2) 災害対策基本法第90条の3第1項の被災者台帳の作成に関する事務 次に掲げる情報
- ア 被災者又は当該被災者と生計を一にする者に係る市民税関係情報及び国民健康保険税関係情報
- イ 被災者又は当該被災者と生計を一にする者に係る公営住宅（公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する情報
- ウ 被災者又は当該被災者と生計を一にする者に係る改良住宅（住宅地区改良法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する情報
- エ 被災者又は当該被災者と生計を一にする者に係る児童扶養手当支給関係情報
- オ 被災者又は当該被災者と生計を一にする者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
- カ 被災者又は当該被災者と生計を一にする者に係る特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。）の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する情報
- キ 被災者又は当該被災者と生計を一にする者に係る特定市営住宅（伊丹市営住宅条例第2条

第5号に規定する特定市営住宅をいう。)の入居の申込みの受理, その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する情報

ク 被災者又は当該被災者と生計を一にする者に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付け及び償還に関する情報

(児童扶養手当法に基づく事務及び利用する情報)

第11条 条例別表第2(1)市長の項第10号の規則で定める事務は, 次の各号に掲げる事務とし, 同号の規則で定める情報は, 当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者又は当該者の配偶者(婚姻の届出をしていないが, 事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。次号, 第13条及び第14条において同じ。)若しくは当該者と生計を一にする扶養義務者(当該者が養育者である場合は, 当該者の生計を維持する扶養義務者。次号及び第13条において同じ。)に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(2) 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の2の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を一にする扶養義務者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報
(老人福祉法に基づく事務及び利用する情報)

第12条 条例別表第2(1)市長の項第11号の規則で定める事務は, 次の各号に掲げる事務とし, 同号の規則で定める情報は, 当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報

(2) 老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(3) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者(以下この条において「被措置者等」という。)に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 被措置者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 被措置者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する
情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する事務及び利用する情報)

第13条 条例別表第2(1)市長の項第12号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を一にする扶養義務者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第4条の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を一にする扶養義務者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当等の事務及び利用する情報)

第14条 条例別表第2(1)市長の項第13号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者の生計を維持する扶養義務者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条(同令第16条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者の生計を維持する扶養義務者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る介護保険給付等関係情報

(4) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第5条(同令第16条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る介護保険給付等関係情報

(5) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和60年法律第34号第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る介護保険給付等関係情報

(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事務及び利用する情報)

第15条 条例別表第2(1)市長の項第14号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 当該支給に係る被保険者に係る医療費助成関係情報

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第107条第1項の保険料の徴収に関する事務 被保険者に係る介護保険徴収・賦課関係情報

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律第111条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(5) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第10条第1項若しくは第2項又は第11条の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該届出に係る被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく事務及び利用する情報)

第16条 条例別表第2(1)市長の項第15号の規則で定める事務は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第28条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、同条の入居の申込みをした者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報とする。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく事務及び利用する情報)

第17条 条例別表第2(1)市長の項第16号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同

号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要支援者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要支援者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 要支援者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要支援者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要支援者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものと

される生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 要支援者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要支援者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要支援者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 次に掲げる情報

ア 要支援者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要支援者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要支援者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 次に掲げる情報

ア 要支援者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要支援者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要支援者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

(6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収（同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 要支援者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 要支援者等に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

ウ 要支援者等に係る災害弔慰金支給等関係情報

(介護保険法に基づく事務及び利用する情報)

第18条 条例別表第2(1)市長の項第17号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(2) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(3) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(4) 介護保険法施行規則第140条の63の2第3項の規定による居宅要支援被保険者等(介護保険法第60条の規定が適用される者を除く。)に係る第1号事業支給費(介護保険法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。)の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市民税関係情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

エ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)

2 前項第1号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の

介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第1号中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。

(健康増進法に基づく事務及び利用する情報)

第19条 条例別表第2(1)市長の項第18号の規則で定める事務は、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該事業が提供される者に係る生活保護実施関係情報

(2) 当該事業が提供される者に係る市民税関係情報

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務及び利用する情報)

第20条 条例別表第2(1)市長の項第19号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条の資料の提供等の求めに関する事務 次に掲げる情報

ア 資料の提供等を必要とする障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者、当該障害児の配偶者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 資料の提供等を必要とする障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者、当該障害児の配偶者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 資料の提供等を必要とする障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者、当該障害児の配偶者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 資料の提供等を必要とする障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者、当該障害児の配偶者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報及び国民健康保険税関係情報

オ 資料の提供等を必要とする障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者、当該障害児の配偶者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

一の世帯に属する者に係る国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報

カ 資料の提供等を必要とする障害者の保護者又は障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

キ 資料の提供等を必要とする障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者、当該障害児の配偶者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

ク 資料の提供等を必要とする障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者、当該障害児の配偶者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る高齢者医療保険徴収・賦課関係情報

ケ 資料の提供等を必要とする障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

コ 資料の提供等を必要とする障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者、当該障害児の配偶者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項の支給決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税関係情報

エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報

オ 当該申請を行う障害者の保護者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手

当等支給関係情報

カ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

キ 当該申請を行う障害者又は当該障害者同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る高齢者医療保険徴収・賦課関係情報

ク 当該申請を行う障害者又は当該障害者同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報及び国民健康保険税関係情報

オ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報

カ 当該変更に係る障害者の保護者又は障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

キ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

- ク 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る高齢者医療保険徴収・賦課関係情報
- ケ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- コ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項の支給決定の取消し、同法第51条の10第1項の地域相談支援給付決定の取消し又は同法第57条第1項の支給認定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該取消しに係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報
- イ 当該取消しに係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報
- ウ 当該取消しに係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- エ 当該取消しに係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報
- オ 当該取消しに係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報
- カ 当該取消しに係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- キ 当該取消しに係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報

(4)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の6第1項の地域相談支援給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係

情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税関係情報

エ 当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報

オ 当該申請を行う障害者の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

カ 当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

キ 当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る高齢者医療保険徴収・賦課関係情報

ク 当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

(4)の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該変更に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

ウ 当該変更に係る障害者の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

エ 当該変更に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

オ 当該変更に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該変更に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

(4)の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報
ウ 当該申請に係る障害児又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行令第29条第1項に規定する支給認定基準世帯員（以下「支給認定基準世帯員」という。）
に係る国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報

エ 当該申請を行う障害児に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

(4)の5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者又は障害児に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該変更に係る障害者又は障害児に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報

エ 当該変更に係る障害者の保護者又は障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

オ 当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第15条の申請内容の変更の届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該届出に係る障害児に係る生活保護実施関係情報

エ 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税関係情報

オ 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険

及び高齢者医療保険給付支給関係情報

カ 当該届出を行う障害者の保護者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

キ 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

ク 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る高齢者医療保険徴収・賦課関係情報

ケ 当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

(5)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第26条の7の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該届出を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該届出を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該届出を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

オ 当該届出を行う障害者の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

カ 当該届出を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

キ 当該届出を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ク 当該届出を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

(5)の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条の申請内

容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報

イ 当該届出を行う障害者の保護者又は当該届出に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

ウ 当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

(6) 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者が属する世帯の生計を主として維持する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児が属する世帯の生計を主として維持する者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費若しくは同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報（以下「障害児通所給付等関係情報」という。）

ウ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報

エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

オ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

カ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税関係情報

キ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険及び高齢者医療保険給付支給関係情報

ク 当該申請を行う障害者の保護者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る特別児童扶養手当等支給関係情報

ケ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当法福祉手当等支給関係情報

コ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る高齢者医療保険徴収・賦課関係情報

サ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報及び介護保険徴収・賦課関係情報

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条の自立支援給付の支給の調整に関する事務 当該支給を受ける者に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項の高額障害福祉サービス等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費の支給に関する情報

(9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具であって主務大臣が定めるものの給付又は貸与その他の主務省令で定める便宜を供与する事業のうち、日常生活用具給付等事業の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障

害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

オ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険給付等関係情報

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第8号の移動支援事業に係る申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児，当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

オ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実

施関係情報

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業のうち、日中一時支援事業に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

オ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(子ども・子育て支援法に基づく事務及び利用する情報)

第21条 条例別表第2(1)市長の項第20号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第16条(同法第30条の3において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 次に掲げる情報

ア 子ども・子育て支援法第6条に規定する小学校就学前子ども(以下「小学校就学前子ども」という。)及び小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に規定する扶養義務者をいう。)(以下「保護者等」という。)に係る障害児通所給付等関係情報

イ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る生活保護実施関係情報

- ウ 保護者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報
 - エ 保護者等に係る児童扶養手当支給関係情報
 - オ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る県民税関係情報及び市民税関係情報
 - カ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る障害者自立支援給付関係情報
 - キ 保護者等に係る特別児童扶養手当等支給関係情報
 - ク 保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ケ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る身体障害者手帳関係情報
 - コ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報
 - サ 小学校就学前子どもの保護者等及びその同居の親族に係る介護保険給付等関係情報
- (2) 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務 第1号に掲げる情報
- (3) 子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定、同法第22条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答又は同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更に係る事務 次に掲げる情報
- ア 保護者等に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報
 - イ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る身体障害者手帳関係情報
 - ウ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報
 - エ 小学校就学前子どもの保護者等及びその同居の親族に係る介護保険給付等関係情報
- (3)の2 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 子ども・子育て支援法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報
- (6) 子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 第1号に掲げる情報
- (7) 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 第1号に掲げる情報

(8) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第2号、第3号、第10号及び第11号に掲げる事業に限る。） 次に掲げる情報

ア 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る障害児通所給付等関係情報

イ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る生活保護実施関係情報

ウ 保護者等に係る児童扶養手当支給関係情報

エ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る県民税関係情報及び市民税関係情報

オ 保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(9) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務（同条第5号の放課後児童健全育成事業に限る。） 次に掲げる情報

ア 子ども（子ども・子育て支援法第6条に規定する「子ども」をいう。以下同じ。）及びその保護者等に係る生活保護実施関係情報

イ 子ども及びその保護者等に係る市民税関係情報

（対象外国人に係る生活保護法の規定に準じて行う事務及び利用する情報）

第22条 条例別表第2(2)市長の項第1号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活に困窮する対象外国人（条例別表第1市長の項第1号に規定する対象外国人をいう。以下同じ。）又は生活保護法に準じて保護が行われていた対象外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に対して行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「府省令」という。）第19条各号に掲げる事務に準じて行う事務 外国人要保護者等に係る当該各号の事務の区分に応じ当該各号に掲げる情報

(2) 外国人要保護者等に対して行う生活保護法第55条の8第1項に準じて行う事務 外国人要保護者等に対して健康増進法第19条の2の規定により行う健康増進事業の実施の有無並びに実施していたときはその実施日及び内容に関する情報

(3) 外国人要保護者等に対して行う第4条各号に掲げる事務に準じて行う事務 対象外国人要保護者等に係る当該各号の事務の区分に応じ当該各号に掲げる情報

（市営住宅等の管理に関する事務及び利用する情報）

第23条 条例別表第2(2)市長の項第2号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 伊丹市営住宅条例第2条第5号に規定する特定市営住宅（以下「特定市営住宅」という。）

に係る同条例第10条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 特定市営住宅の入居者又は同居者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 特定市営住宅の入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 特定市営住宅の入居者又は同居者に係る県民税関係情報及び市民税関係情報

エ 特定市営住宅の入居者又は同居者に係る生活保護実施関係情報

オ 特定市営住宅の入居者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(2) 特定市営住宅に係る伊丹市営住宅条例第20条の2の家賃の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 特定市営住宅の入居者又は同居者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 特定市営住宅の入居者又は同居者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ウ 特定市営住宅の入居者又は同居者に係る県民税関係情報及び市民税関係情報

(3) 特定市営住宅に係る伊丹市営住宅条例第34条第1項又は第35条第1項の市長の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 特定市営住宅に係る伊丹市営住宅条例第54条第1項の明渡しの請求に関する事務 第1号（ウを除く。）に掲げる情報

(5) 特定市営住宅に係る伊丹市営住宅条例第55条第1項の住宅の明渡しをする者に係る家賃の滞納に関する事務 第1号に掲げる情報

(6) 伊丹市営住宅条例第66条の駐車場の使用の申込みに係る事実についての審査に関する事務 第1号（ウを除く。）に掲げる情報

(7) 伊丹市営住宅条例第69条の駐車場の使用料の決定又は減免若しくは徴収猶予の申請の受理に関する事務 前号に掲げる情報

（災害弔慰金の支給等に関する事務及び利用する情報）

第24条 条例別表第2(2)市長の項第3号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条第1項の災害弔慰金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 当該申請を行う者、当該者と生計を一にする者（同項の災害によって死亡した者を含む。以下この条において同じ。）又は同条第2項各号の遺族に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(2) 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の災害障害見舞金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う者に係る身体障害者手帳関係情報
- イ 当該申請を行う者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報
- ウ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者との世帯に属する者に係る市民税関係情報
- エ 当該申請を行う者又は当該者と生計を一にする者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(3) 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けの申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う者に係る身体障害者手帳関係情報
- イ 当該申請を行う者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報
- ウ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
- エ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者との世帯に属する者に係る市民税関係情報
- オ 当該申請を行う者又は当該者と生計を一にする者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(4) 災害援護資金の償還に関する事務 当該償還を行う者又は当該償還を行う者の保証人に係る市民税関係情報

(5) 災害援護資金の償還の免除又は償還金の支払猶予の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う者に係る身体障害者手帳関係情報
- イ 当該申請を行う者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報
- ウ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
- エ 当該申請を行う者に係る市民税関係情報
- オ 当該申請を行う者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報
- カ 当該申請を行う者に係る介護保険給付等関係情報

(高齢期移行者の医療費助成に関する事務)

第25条 条例別表第2(2)市長の項第4号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定による高齢期移行者の福祉医療費の受給資格の認定の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ア 当該申請に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

イ 当該申請に係る高齢期移行者に係る介護保険給付等関係情報

ウ 当該申請に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る高齢期移行者に係る身体障害者手帳関係情報

オ 当該申請に係る高齢期移行者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

カ 当該申請に係る高齢期移行者に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「知的障害者関係情報」という。）

キ 当該申請に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

（２） 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第５条第１項から第４項までの規定による高齢期移行者の福祉医療費の助成に関する事務 当該助成に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

（３） 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年伊丹市規則第31号）第９条第４項の規定に基づく職権による受給者証の更新に関する事務

ア 当該更新に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

イ 当該更新に係る高齢期移行者に係る介護保険給付等関係情報

ウ 当該更新に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該更新に係る高齢期移行者に係る身体障害者手帳関係情報

オ 当該更新に係る高齢期移行者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

カ 当該更新に係る高齢期移行者に係る知的障害者関係情報

キ 当該更新に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

（４） 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第７条第１項第１号、第２号若しくは第４号又は伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第11条第２号の規定による高齢期移行者の届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

ア 当該届出等に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る市民

税関係情報

イ 当該届出等に係る高齢期移行者に係る介護保険給付等関係情報

ウ 当該届出等に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該届出等に係る高齢期移行者に係る身体障害者手帳関係情報

オ 当該届出等に係る高齢期移行者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

カ 当該届出等に係る高齢期移行者に係る知的障害者関係情報

キ 当該届出等に係る高齢期移行者又は当該高齢期移行者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

(障害者の医療費助成に関する事務)

第26条 条例別表第2(2)市長の項第5号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定による障害者の福祉医療費の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ア 当該申請に係る障害者又は当該障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該申請に係る障害者又は当該障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る障害者に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該申請に係る障害者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該申請に係る障害者に係る知的障害者関係情報

カ 当該申請に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

(2) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第5条第1項から第4項までの規定による障害者の福祉医療費の助成に関する事務 当該助成に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

(3) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第9条第4項の規定に基づく職権による受給者証の更新に関する事務

ア 当該更新に係る障害者又は当該障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該更新に係る障害者又は当該障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

係情報

ウ 当該更新に係る障害者に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該更新に係る障害者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該更新に係る障害者に係る知的障害者関係情報

カ 当該更新に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

(4) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第7条第1項第1号、第2号若しくは第4号又は伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第11条第2号の規定による障害者の届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

ア 当該届出等に係る障害者又は当該障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該届出等に係る障害者又は当該障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出等に係る障害者に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該届出等に係る障害者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該届出等に係る障害者に係る知的障害者関係情報

カ 当該届出等に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

(高齢障害者の医療費助成に関する事務)

第27条 条例別表第2(2)市長の項第6号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定による高齢障害者の福祉医療費の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ア 当該申請に係る高齢障害者又は当該高齢障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該申請に係る高齢障害者又は当該高齢障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る高齢障害者に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該申請に係る高齢障害者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該申請に係る高齢障害者に係る知的障害者関係情報

カ 当該申請に係る高齢障害者又は当該高齢障害者と同一の世帯に属する者に係る高齢者医療保険給付支給関係情報

(2) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第5条第1項から第4項までの規定による高齢障害者の福祉医療費の助成に関する事務 当該助成に係る高齢障害者又は当該高齢障害者と同一の世帯に属する者に係る高齢者医療保険給付支給関係情報

(3) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第9条第4項の規定に基づく職権による受給者証の更新に関する事務

ア 当該更新に係る高齢障害者又は当該高齢障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該更新に係る高齢障害者又は当該高齢障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該更新に係る高齢障害者に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該更新に係る高齢障害者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該更新に係る高齢障害者に係る知的障害者関係情報

カ 当該更新に係る高齢障害者又は当該高齢障害者と同一の世帯に属する者に係る高齢者医療保険給付支給関係情報

(4) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第7条第1項第1号、第2号若しくは第4号又は伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第11条第2号の規定による高齢障害者の届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

ア 当該届出等に係る高齢障害者又は当該高齢障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該届出等に係る高齢障害者又は当該高齢障害者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出等に係る高齢障害者に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該届出等に係る高齢障害者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該届出等に係る高齢障害者に係る知的障害者関係情報

カ 当該届出等に係る高齢障害者又は当該高齢障害者と同一の世帯に属する者に係る高齢者医療保険給付支給関係情報

(母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費助成に関する事務)

第28条 条例別表第2(2)市長の項第7号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ア 当該申請に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該申請に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該申請に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該申請に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児に係る知的障害者関係情報

カ 当該申請に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る児童扶養手当支給関係情報

キ 当該申請に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

ク 当該申請に係る母子家庭の母又は父子家庭の父に係る高齢者医療保険給付支給関係情報

(2) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第5条第1項から第4項までの規定による母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費の助成に関する事務

ア 当該助成に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

イ 当該助成に係る母子家庭の母又は父子家庭の父に係る高齢者医療保険給付支給関係情報

(3) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第9条第4項の規定に基づく職権による受給者証の更新に関する事務

ア 当該更新に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該更新に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子、父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該更新に係る母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該更新に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子又は遺児に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該更新に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子又は遺児に係る知的障害者関係情報

カ 当該更新に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る児童扶養手当支給関係情報

キ 当該更新に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

ク 当該更新に係る母子家庭の母又は父子家庭の父に係る高齢者医療保険給付支給関係情報

(4) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第7条第1項第1号，第2号若しくは第4号又は伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第11条第2号の規定による母子家庭の母子，父子家庭の父子及び遺児の届出等の受理，その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

ア 当該届出等に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該届出等に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出等に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子又は遺児に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該届出等に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子又は遺児に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該届出等に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子又は遺児に係る知的障害者関係情報

カ 当該届出等に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児の扶養義務者に係る児童扶養手当支給関係情報

キ 当該届出等に係る母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児又は当該母子家庭の母子，父子家庭の父子若しくは遺児と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

ク 当該届出等に係る母子家庭の母又は父子家庭の父に係る高齢者医療保険給付支給関係情報

(乳児，幼児，児童及び高校生等の医療費助成に関する事務)

第29条 条例別表第2(2)市長の項第8号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同

号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例第5条第1項の規定による乳児、幼児、児童及び高校生等の医療費の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ア 当該申請に係る乳児、幼児、児童若しくは高校生等又は当該乳児、幼児、児童若しくは高校生等の保護者若しくは扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該申請に係る乳児、幼児、児童若しくは高校生等又は当該乳児、幼児、児童若しくは高校生等の保護者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る乳児、幼児、児童又は高校生等に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該申請に係る乳児、幼児、児童又は高校生等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該申請に係る乳児、幼児、児童又は高校生等に係る知的障害者関係情報

カ 当該申請に係る乳児、幼児、児童若しくは高校生等又は乳児、幼児、児童若しくは高校生等と同一世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

- (2) 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例第8条第1項の規定による乳児、幼児、児童及び高校生等の医療費の助成に関する事務 当該助成に係る乳児、幼児、児童若しくは高校生等又は乳児、幼児、児童若しくは高校生等と同一世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

- (3) 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例第10条第1項第1号、第2号若しくは第4号又は伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例施行規則（平成18年伊丹市規則第8号）第7条第1項の規定による乳児、幼児、児童及び高校生等の届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務

ア 当該届出等に係る乳児、幼児、児童若しくは高校生等又は当該乳児、幼児、児童若しくは高校生等の保護者若しくは扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該届出等に係る乳児、幼児、児童若しくは高校生等又は当該乳児、幼児、児童若しくは高校生等の保護者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出等に係る乳児、幼児、児童又は高校生等に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該届出等に係る乳児、幼児、児童又は高校生等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該届出等に係る乳児、幼児、児童又は高校生等に係る知的障害者関係情報

カ 当該届出等に係る乳児、幼児、児童若しくは高校生等又は乳児、幼児、児童若しくは高校生等と同一世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

(4) 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定に基づく職権による受給資格の認定に関する事務

ア 当該認定に係る乳児，幼児，児童若しくは高校生等又は当該乳児，幼児，児童若しくは高校生等の保護者若しくは扶養義務者に係る市民税関係情報

イ 当該認定に係る乳児，幼児，児童若しくは高校生等又は当該乳児，幼児，児童若しくは高校生等の保護者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該認定に係る乳児，幼児，児童又は高校生等に係る身体障害者手帳関係情報

エ 当該認定に係る乳児，幼児，児童又は高校生等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

オ 当該認定に係る乳児，幼児，児童又は高校生等に係る知的障害者関係情報

カ 当該認定に係る乳児，幼児，児童若しくは高校生等又は乳児，幼児，児童若しくは高校生等と同一世帯に属する者に係る国民健康保険給付支給関係情報

(兵庫県心身障害者扶養共済制度に関する事務及び利用する情報)

第30条 条例別表第2(2)市長の項第9号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）第3条の規定により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務 次に掲げる情報

ア 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）第5条第1項の加入の申込みを行う者が扶養する心身障害者に係る身体障害者手帳関係情報

イ 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第5条第1項の加入の申込みを行う者が扶養する心身障害者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

(2) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条第2項の規定により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務 次に掲げる情報

ア 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第7条の掛金の免除の申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第7条の掛金の免除の申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る県民税関係情報

ウ 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第7条の掛金の免除の申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る罹災証明関係情報及び被災者台帳関係情報

(軽度又は中度の難聴児に対する補聴器の購入等に要する費用の助成に関する事務及び利用する情報)

第31条 条例別表第2(2)市長の項第10号の規則で定める事務は、軽度又は中度の難聴児に対する補聴器の購入等に要する費用に係る助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る難聴児に係る身体障害者手帳関係情報
- (2) 当該申請に係る難聴児、当該難聴児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報
- (3) 当該申請に係る難聴児に係る障害者自立支援給付関係情報のうち補装具費に関する情報(重度心身障害者(児)介護手当に関する事務及び利用する情報)

第32条 条例別表第2(2)市長の項第11号の規定に定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分の応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 精神若しくは身体に重度の障害がある者(以下「重度心身障害者(児)」という。)の介護を行う者に対する介護手当(以下「重度心身障害者(児)介護手当」という。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る重度心身障害者(児)又はその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)若しくは主たる扶養義務者(民法第877条第1項に規定する扶養義務者で、主として当該障害者の生計を維持している者をいう。)に係る市民税関係情報

イ 当該申請に係る重度心身障害者(児)に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付に関する情報(自立支援医療費及び補装具費の支給に関する情報を除く。)

ウ 当該申請に係る重度心身障害者(児)に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付の支給に関する情報

- (2) 重度心身障害者(児)介護手当を受給している者に係る現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 重度心身障害者(児)介護手当を受給している者に係る受給資格の喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第1号イ及びウに

掲げる情報

- (4) 重度心身障害者（児）介護手当を受給している者に係る変更の届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報

（介護サービスの利用者負担軽減に関する事務及び利用する情報）

第33条 条例別表第2(2)市長の項**第12号**の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に定める情報の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 要介護被保険者等に対する利用者負担額（要介護被保険者等が介護保険法の規定により受けた保険給付に係るサービス及び同法第115条の45第1項に規定する第1号事業につき負担する費用の額をいう。以下同じ。）の軽減申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税関係情報

ウ 当該申請を行う者に係る介護保険給付等関係情報

エ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

- (2) 要介護被保険者等が受けた前号に規定する利用者負担額の軽減に係る社会福祉法人等への助成金額の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該要介護被保険者等に係る生活保護実施関係情報

イ 当該要介護被保険者等又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報

ウ 当該要介護被保険者等に係る介護保険給付等関係情報

エ 当該要介護被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該要介護被保険者等又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

（多子世帯に係る保育所等の保育料の軽減に関する事務及び利用する情報）

第34条 条例別表第2(2)市長の項**第13号**の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に定める情報の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が複数いる世帯（以下「多子世帯」という。）に対する保育所，認定こども園又は特定地域型保育事業所の保育料の軽減に係る補助金（以下「保育所等多子世帯保育料軽減補助金」という。）の交付の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ア 当該申請を行う特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る市民税関係情報

イ 当該申請を行う特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、同条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定、同法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消し又は同法第59条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「子ども・子育て支援事業関係情報」という。）

(2) 保育所等多子世帯保育料軽減補助金に関する調査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該調査に係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る市民税関係情報

イ 当該調査に係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報

(3) 保育所等多子世帯保育料軽減補助金の交付決定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該取消しに係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る市民税関係情報

イ 当該取消しに係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報

(生活保護法に基づく情報を利用する事務及び利用する情報)

第35条 条例別表第2(1)市長の項第21号及び同表(2)市長の項第14号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表(1)市長の項第21号及び同表(2)市長の項第9号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 府省令各条に規定する事務のうち、当該事務の区分に応じて定められた情報が府省令第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報である事務 次に定める情報

ア 当該事務の区分に応じて府省令又は前各条で定める生活保護実施関係情報の取得の対象とされる者に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報

イ 当該事務の区分に応じて前各条で定める就労自立給付金関係情報の取得の対象とされる者

に係る生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給、同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給、同法63条の費用の返還又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する情報

- (2) 前各条に規定する事務のうち、当該事務の区分に応じて定められた情報が第3条第2号アに規定する生活保護実施関係情報又は第5条第2号アに規定する就労自立給付金関係情報である事務 前号に定める情報

(多子世帯に係る幼稚園の保育料の軽減に関する事務及び利用する情報)

第36条 条例別表第2(2)教育委員会の項第1号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に定める情報とする。

- (1) 多子世帯に対する幼稚園の保育料の軽減に係る補助金（以下「幼稚園多子世帯保育料軽減補助金」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 当該申請を行う特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報
- (2) 幼稚園多子世帯保育料軽減補助金に関する調査に関する事務 当該調査に係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報
- (3) 幼稚園多子世帯保育料軽減補助金の交付決定の取消しに関する事務 当該取消しに係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報

付 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第46号）

改正

平成28年12月22日規則第77号

平成29年3月27日規則第15号

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 本則に4条を加える改正規定（第15条及び第16条に係る部分に限る。） 平成28年8月1日

(2) 第16条を第10条とし, 同条の次に1条を加える改正規定(第14条第8号に係る部分に限る。)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

付 則(平成28年9月28日規則第72号)

この規則は, 公布の日から施行する。

付 則(平成28年12月22日規則第77号抄)

(施行期日)

1 この規則は, 公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月27日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は, 平成29年4月1日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 平成29年5月30日

(伊丹市個人番号の利用に関する条例別表第2の事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 伊丹市個人番号の利用に関する条例別表第2の事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則(平成28年伊丹市規則第46号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成29年9月27日規則第61号)

(施行期日)

この規則は, 公布の日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は, 当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条第1項第22号に次のように加える改正規定, 第20条第1号に次のように加える改正規定及び同条第2号に次のように加える改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)法附則第3条の2第2項に規定する政令で定める日

(2) 第2条第4号の改正規定(「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」を改める部分に限る。) 平成30年4月1日

付 則(平成30年3月23日規則第7号)

この規則は、平成30年3月26日から施行する。

付 則（令和元年5月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第8号ウを削り、エをウとし、オをエとする改正規定、第3条第1号イ、同条第2号ア及び第8条第3号アの改正規定は、令和元年6月1日から施行する。

付 則（令和元年9月25日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条第1号の改正規定（「第16条」の右に「（同法第30条の3において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同条第3号の改正規定（「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める部分に限る。）、同条中第4号を第8号とし、第5号を第9号とし、第3号の2の次に4号を加える改正規定並びに第29条第1号の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和元年11月19日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年12月25日規則第76号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

付 則（令和5年3月30日規則第12号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月28日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。